

5 医療機関用個人情報漏えい保険

個人情報を漏えい(マイナンバーの漏えいを含みます。また漏えいのおそれを含みます。)した病院(老健施設、診療所を含む)が、損害賠償金や見舞品購入費用等の対応費用を負担することにより被る損害が補償されます。

〈1〉被保険者

一般社団法人日本病院会の会員 医療施設(病院、診療所、介護老人保健施設)の開設者

〈2〉保険金をお支払いする場合とお支払いする保険金の種類

(1) 損害賠償金

偶然な事由により個人情報を漏えいしたことまたはそのおそれ起因して、保険期間中に病院(開設者)に対して、損害賠償請求(求償を含みます。)がなされた場合に、次の損害を補償します。

- ①法律上の損害賠償金
- ②弁護士費用等の争訟費用(損保ジャパン日本興亜の事前の承認が必要です。)
- ③求償権保全費用

(2) ブランドプロテクト費用

病院(開設者)が法律上の賠償責任を負担すべき個人情報の漏えいまたはそのおそれが生じたことにより、ブランド価値(社会的信用)のき損を減じることを目的に次に掲げる費用を負担する場合に、保険期間中にその謝罪のための会見、広告または文書の送付を行うことを要件として、それらの費用を補償します。

- ①謝罪会見・広告・文書費用
謝罪会見の実施、謝罪広告の作成、テレビ・ラジオ等の媒体による放送、新聞・雑誌等の媒体への掲載、ならびに謝罪文書の作成、個人情報を漏えいされた本人または家族への送付等に要した費用
- ②見舞品購入費用
個人情報を漏えいされた本人に対する見舞品(商品券を含みます。)の購入費用(ただし、社会通念上妥当な費用にかぎります。)
- ③クレーム対応費用
損害賠償請求、漏えいした個人情報に関する開示請求、利用停止請求等を受理するために要した費用
- ④コンサルティング費用
個人情報の漏えいの発生により各種の措置を行うために、有益な第三者のコンサルティング、類似の指導を受けるために要した費用

〈3〉保険金をお支払いできない主な場合

- (1) 保険期間開始以前に生じた個人情報の漏えいまたはそのおそれ起因する損害
- (2) サーバに記録された個人情報データベース等に有効なアクセス制限が設けられていないことに起因する損害
- (3) 個人データが正確でない、または最新の情報でないことにより加重された賠償責任を負担することによって被る損害
- (4) 病院が第三者へ個人データを提供し、もしくはその取扱いの全部または一部を委託し、または第三者と個人データを共同して利用したことが、個人情報の漏えいに該当するとしてなされた損害賠償請求

〈4〉保険金額と自己負担額(自己負担額・支払割合)

保険金の種類	縮小てん補割合	自己負担額	保険金額	
			1事故/期間中	
(1) 損害賠償金	100%	(2) ブランドプロテクト費用のみ1事故につき10万円	すべての保険金を合計して、以下の保険金額を限度とする。	(※1) (※2)
(2) ブランドプロテクト費用(※3)	100%		■1,000万円 ■3,000万円 ■5,000万円 ■1億円 ■2億円	1事故につき左欄の保険金額の10%または30%を限度(プランにより異なる)(※4)

(※1) 企業情報が漏えいした場合の第三者への損害賠償に関する補償は1,000万円となります。(自己負担額5万円)

(※2) 精神的苦痛に対する損害賠償金については、1件の個人情報につき保険金額の5%を限度として保険金をお支払いします。

(※3) 企業情報の漏えいについてはお支払対象外です。

(※4) B1・B2プランは、3,000万円が限度となります。

【保険金お支払例】

保険金額1億円(ブランドプロテクト費用1,000万円)の契約で、損害賠償金として5,000万円、謝罪広告の掲載、謝罪文書の作成・送付、苦情受付部署の設置・運営、見舞品の購入、コンサルティング費用として1,200万円、合計6,200万円を支出した場合

- 損害賠償金として 5,000万円・・・①
- ブランドプロテクト費用として 1,200万円×100%=1,200万円
- 1,200万円-10万円(自己負担額)=1,190万円
- 1,190万円>1,000万円=1,000万円・・・②
- ①+②=6,000万円

〈5〉保険料の計算

以下の保険料は、セキュリティ割増引が適用されていない保険料です。(セキュリティ割増引なし)

正式な保険料は別途ご提示いただく「医療機関用 個人情報漏えい保険 告知事項等申告書」の内容によりセキュリティ割増引を適用させたくうえで、別途保険会社が計算してご連絡いたします。

セキュリティ割増引の詳細は後記〈6〉をご参照ください。(1円位四捨五入、10円単位)

加入プラン	保険金額	(ブランドプロテクト費用)	病院			老健施設	
			許可病床1病床あたり保険料		1施設あたり最低保険料	定員1名あたり保険料	1施設あたり最低保険料
			一般病床	一般病床以外(療養・精神・結核他)			
1	1,000万円	100万円	1,000円	490円	40,000円	570円	40,000円
2	3,000万円	300万円	2,400円	1,180円	64,000円	1,370円	64,000円
3	5,000万円	500万円	3,540円	1,740円	100,000円	2,010円	100,000円
4	1億円	1,000万円	5,530円	2,710円	140,000円	3,140円	140,000円
5	2億円	2,000万円	8,340円	4,090円	180,000円	4,740円	180,000円
B1	1億円	3,000万円	8,360円	4,100円	160,000円	4,750円	160,000円
B2	2億円	3,000万円	9,570円	4,700円	200,000円	5,450円	200,000円

〈ご参考〉保険料の計算式

- ①合計病床数50床未満の場合・・・1病床あたり保険料×病床数
- ②合計病床数50床以上の場合・・・1病床あたり保険料×修正病床数

合計病床数 50床～199床 → 修正病床数 = 49 + (合計病床数 - 49) × 40%
 合計病床数 200床～499床 → 修正病床数 = 109 + (合計病床数 - 199) × 20%
 合計病床数 500床以上 → 修正病床数 = 169 + (合計病床数 - 499) × 10%

※最低保険料を下回る場合は最低保険料の額となります。
 ※一般診療所・歯科診療所の保険料は加入依頼書をご覧ください。
 ※一般病床・一般病床以外が混在する場合、1病床あたり保険料は加重平均により算出します。

〈6〉セキュリティ割増引

病院・老健施設は、加入申込みの際に「医療機関用 個人情報漏えい保険 告知事項等申告書」

(以下:「告知事項等申告書」)を必ずご提出いただきます。

(一般診療所・歯科診療所はセキュリティ割増引の対象外ですので提出は不要です。)

告知内容によって、セキュリティ割増引として+30%～▲30%の割増引が適用されます。セキュリティ割増引が適用される場合は、前期〈5〉の保険料は適用されませんのでご注意ください。

〈7〉加入手続きについて

(1) 病院・老健施設

- ① 別紙の「告知事項等申告書」を日本病院共済会宛にFAX(FAX:03-3222-0016)でお送りください。保険会社にてセキュリティ割増引を算出し、日本病院共済会からご連絡します。
- ② 「告知事項等申告書」の原本は「加入依頼書」とともに送ってください。
- ③ その他の手続きは他の保険と同様です。

(2) 一般診療所・歯科診療所

「加入依頼書」を日本病院共済会までお送りください。

【ご注意点】

1. 医療法第42条第1項に掲げる付帯業務(例:薬局・居宅介護業務等)を行っている医療施設で、ご契約医療施設外に事務所が存在する場合は、加入申込みの際に、その付帯業務を行っている施設または事務所をご申告いただければ、割増保険料なしで本契約の対象業務に含めることができます。なお、付帯業務をご契約医療施設内で行っている場合は、ご申告不要です。
 なお、病院・診療所・老健施設については各々でのご加入が必要です。
2. 複数の医療施設または介護施設間で、電子カルテ等を用いて個人情報を共同利用しており、その医療施設・介護施設すべてのご契約をいただけない場合は、個人情報の漏えいがいずれの施設の業務遂行によるものかが不明であるときには保険金をお支払いできませんのでご承知ください。